

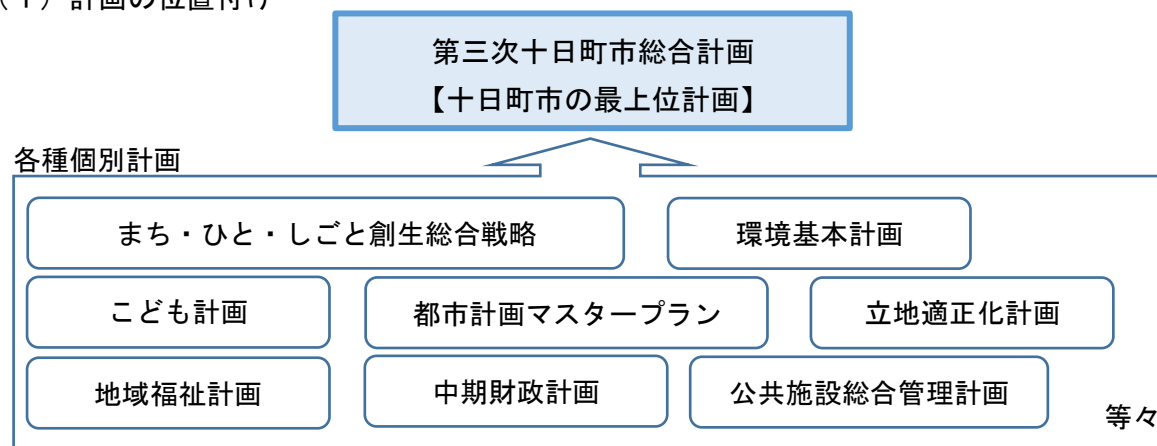
第三次十日町市総合計画策定方針

1 総合計画とは

総合計画は、市の最上位計画として、市の将来展望を描き、どのような「まち」にしていくのか、その実現に向けてなすべき施策などを総合的・体系的にまとめた計画。市の福祉、教育、都市計画、産業・観光、防災、環境といったすべての計画の基本となるもの。

まちづくりの指針・道しるべ
市政運営の羅針盤

(1) 計画の位置付け



(2) 計画策定の経過

平成 17 年 4 月 1 日	合併により新生「十日町市」が誕生
平成 19 年度～平成 27 年度	第一次十日町市総合計画（前期：H19～ 後期：H23～）
平成 28 年度～令和 7 年度	第二次十日町市総合計画（前期：H28～ 後期：R3～）
令和 8 年度～令和 17 年度	第三次十日町市総合計画（前期：R8～ 後期：R13～）

※令和 7 年度中に策定

2 策定の趣旨

十日町市では、平成 28 年度から令和 7 年度までを計画期間とする第二次十日町市総合計画を策定し、目指すまちの姿「選ばれて 住み継がれるまち とおかまち」を掲げ、その実現に向けて、53 の施策を定め、目標を数値化するとともに、重点的に推進する政策「未来戦略」や、13 地域ごとの振興方針を定め、総合的かつ計画的な行政運営によるまちづくりを進めてきました。

この間、人口減少と少子高齢化の進行や、新型コロナウイルスの感染拡大、国際情勢

等の影響による原油価格や物価の高騰により市民生活や地域経済に影響を受けるなど、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化するとともに、市民ニーズも多様化・高度化しています。

また、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展、カーボンニュートラルや気候変動に起因する自然災害の頻発化・激甚化、さらには働き方改革、ダイバーシティ（多様性）など、社会のあり方や人々の価値観、ライフスタイルなども大きく変化しつつあります。

こうした中、第二次十日町市総合計画が令和7年度末をもって終了することに伴い、また、社会情勢の変化に的確に対応し、将来にわたり持続可能なまちづくりを実現するため、第三次十日町市総合計画を策定します。

3 総合計画の概要

（１）計画の名称

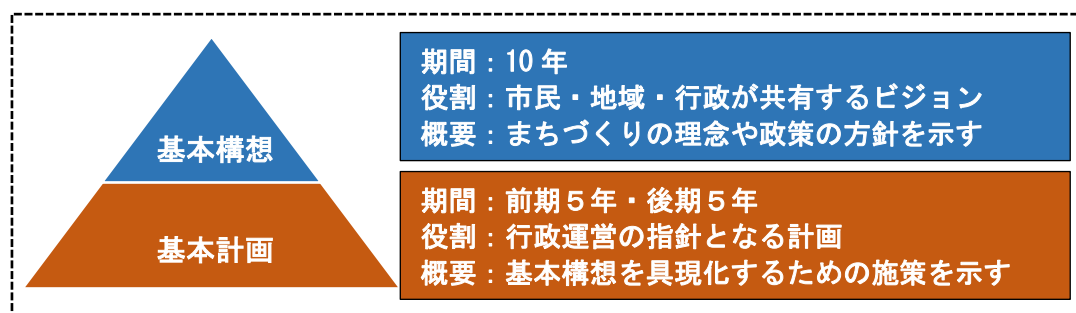
「第三次十日町市総合計画」

（２）計画の構成

「基本構想」及び「基本計画」の２段階構成とします。

○基本構想：まちづくりの長期的な指針として、目指すまちの姿や政策の方針を示します。

○基本計画：基本構想を具現化するための施策を示します。



（３）計画の期間

○基本構想 10 年間（令和8年度～令和17年度）

○基本計画 前期5年間（令和8年度～令和12年度）

後期5年間（令和13年度～令和17年度）※令和12年度策定

	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)	令和 12 年度 (2030)	令和 13 年度 (2031)	令和 14 年度 (2032)	令和 15 年度 (2033)	令和 16 年度 (2034)	令和 17 年度 (2035)
基本構想	基本構想：10 年間									
基本計画	前期基本計画：5 年間					後期基本計画：5 年間				

4 総合計画策定の視点

次の視点を踏まえ策定します。

（１）現行計画の総括

第二次十日町市総合計画後期基本計画のこれまでの取り組みの成果と課題を検証・分析し、その改善策を第三次十日町市総合計画に反映させます。

（２）市民アンケート調査結果等を考慮

令和５年に実施した総合計画に関する市民アンケート結果や、令和６年度に実施した第３期十日町市人口ビジョンの策定に係るアンケート結果等を考慮し、策定します。

※第３期十日町市人口ビジョン

：本市における現状や課題を分析し、今後の目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を示したものの。

（３）社会情勢の変化

目まぐるしく変化する社会情勢や市民ニーズが大きく変化する中で、新たな時代の潮流などを的確に捉えるとともに、１０年先を見据え、時代の変化に柔軟に対応できる計画とします。

- ・ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の推進
- ・カーボンニュートラルの取組
- ・自然災害の頻発化・激甚化への対応
- ・ダイバーシティ（多様性）の推進
- ・人口減少から次のフェーズへ（地域で活躍する人材の育成・賑やかな過疎）
- ・若者・女性の移住定住の促進
- ・中学校の適正配置を視野に入れた地域づくりへの取組
- ・上越魚沼地域振興快速道路の整備による地域振興・観光振興 など

※ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）

：デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの開発を通して、社会制度や組織文化なども変革していくような取組を指す概念。

カーボンニュートラル

：二酸化炭素など温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、その排出量を「実質ゼロ」に抑えるという概念。

ダイバーシティ：直訳で「多様性」を意味する言葉

（４）総合戦略と一体的に策定

総合計画の策定にあたっては、最重要課題である人口減少対策を効果的に展開するため、また、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化させるため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「地方版総合戦略」と一体的に策定します。

※地方版総合戦略

：地方創生は、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的としている。この目的に向かって取り組むため、国では、平成 26 年 11 月に、まち・ひと・しごと創生法を制定し、2060 年に 1 億人程度の人口を維持するなどの中長期的な展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を策定するとともに、5 か年の目標や施策の基本的方向等をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定。国のこうした枠組や法の趣旨を踏まえ、地方公共団体において策定される総合戦略のこと。

(5) 個別計画との整合性

総合計画は、各種個別計画を策定するにあたり、整合を図るべき最上位の計画です。このことを踏まえ、個別計画の基礎となる計画とし、各所属においては総合計画と各種個別計画等は整合性のとれたものとします。

(6) その他

令和 6 年度に新潟県が策定する新潟県総合計画（R7～R14 年度の 8 年間）を考慮し、策定します。

5 基本構想の概要

(1) 構成

第二次十日町市総合計画		第三次十日町市総合計画	
基本構想	序論	基本構想	序論
第 1 章	計画の概要	第 1 章	計画の概要
第 2 章	十日町市の概況	第 2 章	十日町市の概況
第 3 章	十日町市の現状と課題	第 3 章	十日町市の現状と課題
基本構想	本論	基本構想	本論
第 1 章	十日町市の目指すまちの姿	第 1 章	十日町市の目指すまちの姿
第 2 章	まちづくりの方針	第 2 章	まちづくりの方針
1	基本方針 - 3 つの方針-	1	基本方針 - 3 つの方針-
2	未来戦略 - 5 つの戦略-	2	重点戦略
3	地域別の振興方針	3	地域別の振興方針
	-13 の地域自治組織-		-13 の地域自治組織-
第 3 章	まちづくりの推進に向けて	第 3 章	まちづくりの推進に向けて

・第二次十日町市総合計画において、目指すまちの姿を実現するために 10 年間で重点的に推進する戦略を明らかにした未来戦略を、第三次十日町市総合計画では『重点戦略』として位置付けます。

なお、この重点戦略を地方版総合戦略として位置付けます。

・平成 24 年度に設立された 13 の地域自治組織は、「まちづくり基本条例」において公

共を支えるパートナーとして位置付けられ、地域の特長を生かし、公共課題の解決に取り組んでいます。今後、まちづくりを進めるにあたっては、地域自治組織を母体とした地域づくりを推進する必要があることから、第二次十日町市総合計画と同様、地域別の振興方針を記載します。

6 前期基本計画の概要

令和8年度～令和12年度までを計画期間とする第三次十日町市総合計画前期基本計画について、構成等は次のとおりとします。

(1) 構成

第二次十日町市総合計画後期基本計画	第三次十日町市総合計画前期基本計画
第1章 計画の概要	第1章 計画の概要
第2章 基本方針別（分野別）の個別施策	第2章 基本方針別（分野別）の個別施策
基本方針1	基本方針1
...	...
第3章 未来戦略の具体施策	第3章 重点戦略 の具体施策
第4章 地域別の振興方策	第4章 地域別の振興方策

(2) 基本方針別（分野別）の個別施策

基本構想を具現化するための具体的な方策を示すものとして個別施策を記載します。

第三次十日町市総合計画前期基本計画における令和12年度までの5年間で、特に重要と捉える事業を中心に検討し、また、総合計画に関する市民アンケート調査結果の重要度や満足度等を踏まえながら、施策を検討します。

(3) 重点戦略の具体施策

総合戦略として位置付ける重点戦略について、人口減少対策に焦点を当てた内容とし、個別施策をピックアップし、再掲する形でまとめます。

(4) 地域別の振興方策

「4 基本構想の概要」と同様とします。

(5) 行政改革の取組

当市では、平成18年度から2次にわたる行政改革大綱「十日町市行政創造プラン」を策定し、行政改革に継続的に取り組んできました。平成28年度以降は、行政改革の取組を第二次十日町市総合計画に盛り込み、「まちづくり目標値」と一体的に管理・推進してきました。行政改革の取組については、これまで同様、第三次十日町市総合計画に盛り込みます。

7 策定体制

(1) 市民参画

ア 総合計画審議会

十日町市附属機関設置条例に基づき、十日町市総合計画審議会を設置します。
審議会には基本構想及び前期基本計画について当該審議会に諮問し、答申を求めます。

イ 地域自治組織（13 地域）

十日町市地域自治推進条例等に基づき、基本構想及び前期基本計画について地域自治組織に審議を求め、意見具申を受けます。

ウ 市民アンケート

当市では、総合計画の策定に関わらず、2年に一度、市民アンケート調査を実施し、市の施策やサービスに対する市民の評価等を把握しています。このため、直近で実施した令和5年度の総合計画に関する市民アンケート調査結果を考慮し、策定します。

また、第3期十日町市人口ビジョンの策定に係るアンケート調査等の結果における、次代を担う若者や子育ての世代の意識や意見を考慮するとともに、各個別計画の策定に関して実施したアンケート調査結果を考慮し、策定します。

（人権、健康、子育て、立適、交通など）

エ 市民意見公募（パブリックコメント）

計画素案に対して、市広報やホームページ等を通じて、市民意見公募（パブリックコメント）を実施し、多様な意見を聴取します。

(2) 市議会

十日町市議会の議決すべき事件に関する条例に基づき、基本構想については、議会議決を経て、策定します。

また、前期基本計画については、計画案を全員協議会において説明し、意見を徴取します。

(3) 庁内体制

ア 総合計画策定委員会

市長、副市長、教育長、各部長（総務、市民福祉、医療技監、産業観光、建設、環境エネ、教育文化）、財政課長、各支所長 計 15 名

イ 総合計画策定部会

関係する所属の課長補佐級の職員 計 28 名